

高齢者虐待防止マニュアル

平成18年 4月 1日作成
平成24年 4月 1日改正
令和 6年 4月 1日改正

〔特別養護老人ホーム柳風園〕

はじめに

当施設は入居者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条（注1）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

参考資料：[高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律](#)

1. 基本方針

（1）苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、当施設は、高齢者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

（注1：[高齢者虐待防止法第20条参照](#)）

（2）虐待の早期発見

日々の高齢者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた入居者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。（注2：[高齢者虐待防止法第5条第1項参照](#)）

（3）市町村への通報

職員は、施設内での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（注3：[高齢者虐待防止法第21条第1項参照](#)）

（注4：[高齢者虐待防止法第21条第6項参照](#)）

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。（注5：[高齢者虐待防止法第21条第7項参照](#)）

2. 虐待(Abuse)の定義

虐待の英語である Abuse とは、乱用、悪用、誤用を意味し、あるものに対する不適切な取り扱いを意味している。

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、介護施設において、介護職員が意図的に入居者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類

（1）身体的虐待

暴行、手荒い扱い、性的虐待、または、食べ物や、介助、衛生的ケア、医療的ケア等の身体的な必要な事柄を十分に与えないこと（放置）等を含む。

（2）心理社会的、心理学的虐待

言葉の暴力、社会的孤独、愛情の欠如、入居者の生活について尊敬を持って決定に参加する機会を奪うことや、市民としての権利を拒否することを含む。

（3）経済的虐待

お金や財産の悪用が含まれる。これは、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること、または、詐欺が含まれる。

4. 介護施設職員の虐待行為

[高齢者虐待防止法第2条第5項](#)に掲げられている、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 委員会の設置

虐待の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を講じることを目的として下記の（１）に掲げる役割を果たすため委員会を設置する。

（１）委員会の役割

- ・虐待防止のための指針等の整備
- ・虐待防止を目的とした年２回の職員研修の企画
- ・虐待予防・早期発見に向けた取り組み
- ・虐待が発生した場合の対応
- ・虐待の原因分析と再発防止策の検討

6. 施設長の責務

施設長は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。[（注6参照）](#)

7. 職員の責務

職員は日頃より、入居者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

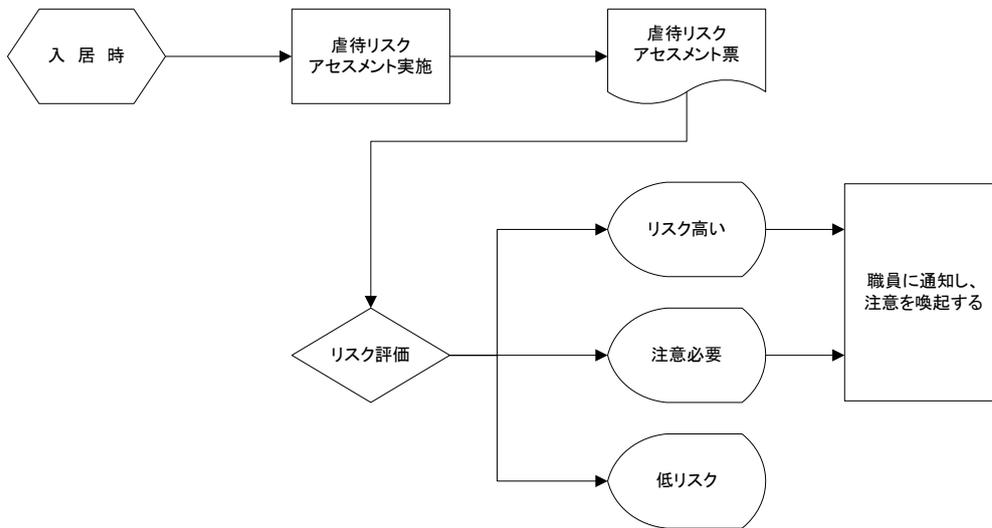
また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有する。

8. 虐待防止対策フロー

（１）入居時の虐待リスクを評価する

- ① 計画作成担当介護支援専門員は入居時に当該入居者の虐待リスクを評価する。[（「虐待リスク・アセスメント票」](#)を使用）
- ② 施設長は上記の結果、虐待リスクが高い、又は要注意の場合は、全職員に口頭ないしは文書で通知し、注意を喚起する。

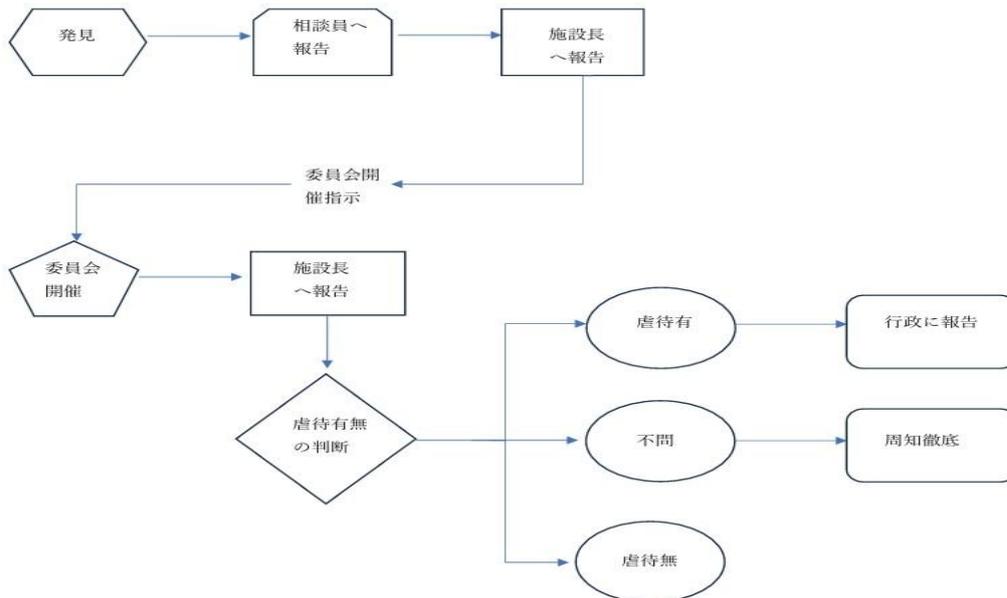
【入所時の虐待リスク・アセスメントのフロー】



(2) モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ① 施設の全ての職員は、虐待の兆候があった場合、速やかにフローに沿って報告しなければならない
- ② 施設長は報告を受け、委員会を招集しなければならない。
- ③ 委員会において虐待の可能性について慎重に調査し、4日以内に「[虐待兆候調査報告書](#)」を施設長に提出する。
- ④ 施設長は「[虐待兆候調査報告書](#)」を慎重に検討し速やかに対策を講じる。
- ⑤ 虐待が認められた場合ないし、かなりの角度で虐待が疑われる場合、施設長は速やかに、行政に報告するものとする。

【虐待兆候発見時のフロー】



9. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し必要に応じて行政機関等の関係窓口身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

10. 指針の閲覧

当指針は、入居者及びその家族がいつでも閲覧できるようにするとともにホームページ上に公表する。

注釈

(注1) (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(注2) (高齢者虐待の早期発見等)

第5条第1項 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(注3) (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条第1項 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(注4) 第21条第6項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(注5) 第21条第7項 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(注6) 第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。